

(証券コード 4027)
平成29年6月9日

株 主 各 位

大阪市大正区船町1丁目3番47号
(本社事務所 大阪市中央区北浜3丁目6番13号)

テイカ株式会社

代表取締役社長 名 木 田 正 男

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日） 午前10時

2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪4階 牡丹の間

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第151期（自平成28年4月1日
至平成29年3月31日） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第151期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含みます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、新興国経済の減速、米国新政権の政策動向や英国のEU離脱問題などの世界経済の不確実性により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは国内外での新規市場の開拓や既存顧客との取引拡大など積極的な販売活動を推進するとともに、製造原価の低減、経営全般にわたる効率化を推進し、収益の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績につきましては、化粧品向けの表面処理製品等の機能性製品の販売が好調に推移しましたことなどにより、売上高は382億4千1百万円（前期比4.4%増）、営業利益は58億5千4百万円（前期比23.7%増）、経常利益は59億6千9百万円（前期比22.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億7千万円（前期比26.5%増）となりました。

当期の事業別の概況は次のとおりであります。

① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンは、国内は塗料、インキ向けの需要が堅調に推移、輸出も東南アジア市場を中心に順調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタンは、化粧品向けが堅調に推移し、販売数量は前期を上回りましたが、売上高は円高の影響を受け前期並みとなりました。表面処理製品は化粧品向けのインバウンド需要などにより好調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は212億1千5百万円（前期比5.1%増）となりました。

② その他事業

界面活性剤は、国内の販売数量は前期並みとなりましたが、タイの連結子会社の販売は好調に推移し、売上高は前期を上回りました。

硫酸は販売数量、売上高ともに前期並みとなりました。

無公害防錆顔料は、国内の販売は低調でありましたが、輸出は好調に推移し、売上高は前期並みとなりました。

導電性高分子薬剤は、コンデンサ向けの販売が好調に推移し、販売数量、売上高ともに前期を大きく上回りました。

倉庫業は荷扱量が増加しましたことにより、売上高は前期を上回りました。

エレクトロ・セラミックス製品は、医療機向けの販売が好調に推移し、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は170億2千6百万円（前期比3.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内景気は全体的に緩やかな回復基調が続くものと考えられますが、世界経済の不確実性の増大などにより、先行きは予断を許さない状況にあります。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

① 酸化チタン関連事業

汎用用途の酸化チタンに関しましては、現在一時的な需給逼迫状態にあるものの、中長期的には供給過剰に向かうと見込まれ、原燃料価格も上昇傾向にあるなど、収益面は厳しくなるものと予想しております。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品に関しましては、世界的に紫外線対策への関心が高まり、UVカット剤としての需要も旺盛であるため、市場は国内外ともに拡大していくものと予想しており、更なる拡販に努めてまいります。

② その他事業

界面活性剤に関しましては、国内洗剤市場の需要拡大が見込めない一方で、東南アジアの洗剤市場は依然として成長しており、タイの連結子会社（TAYCA(Thailand) Co.,Ltd.）およびベトナムの連結子会社（TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD.）による拡販に努めてまいります。

当社グループは、2019年に迎える創業100周年の目標として策定しました長期経営ビジョン「Challenge 100」に基づき、その通過点である2015年度からの3ヶ年中期経営計画を策定し、全社員の共通認識となる明確な中間目標を設定しております。

2015年度からの3ヶ年中期経営計画は、①研究開発、新製品関連の事業領域に積極的に経営資源を投入する、②成長が著しいアジア地区を中心にグローバル展開を図る、③経営的発想と事業構想力の向上に向けて人材育成を強化することを骨子として推進しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は20億3百万円であり、その主なものは工場設備の新設および更新等であります。

① 当期中に完成した主要な設備投資

酸化チタン関連事業

電解液製造設備新設工事

② 当期継続中の主要な設備投資

特記事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき重要なものではありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第148期 平成26年 3月期	第149期 平成27年 3月期	第150期 平成28年 3月期	第151期 (当期) 平成29年 3月期
売 上 高(百万円)	36,186	37,120	36,618	38,241
経 常 利 益(百万円)	2,682	3,920	4,873	5,969
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,667	2,460	3,218	4,070
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	33円61銭	50円26銭	67円64銭	86円20銭
総 資 産(百万円)	42,634	48,126	48,198	53,975
純 資 産(百万円)	30,131	33,113	34,344	39,224

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95 ^{百万円}	100 [%]	倉 庫 業
テイカ商事株式会社	15	100	化 学 工 業 薬 品 の 売 販
ティーエフティー株式会社	30	100	エレクトロ・セラミッ クス 製 品 の 販 売
テイカM&M株式会社	10	100	エ ン ジ ニ ア リ ン グ 荷 役 請 負
TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.	160 ^{百万バーツ}	86	界 面 活 性 剤 の 売 製 造 ・ 販
TAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.	1,897 ^{億ドン}	100	界 面 活 性 剤 の 売 製 造 ・ 販

(注) テイカM&M株式会社に対する出資比率は、子会社による間接保有であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容	売上高 構成比
酸化チタン関連	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、 表面処理製品、光触媒用酸化チタン等の製造、販売	% 55.5
その他	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子 薬剤、エレクトロ・セラミックス製品等の製造、販 売 化学工業薬品等の輸送、保管	44.5
	合 計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 店 (大阪市大正区)
本社事務所 (大阪市中心部)
東 京 支 店 (東京都中央区)
大 阪 工 場 (大阪市大正区)
岡 山 工 場 (岡山市東区)
熊 山 工 場 (岡山県赤磐市)

② 子会社

テ イ カ 倉 庫 株 式 会 社 (大阪市西淀川区)
テ イ カ 商 事 株 式 会 社 (大阪市中心部)
ティーエフティー株式会社 (大阪市大正区)
テ イ カ M & M 株 式 会 社 (大阪市西淀川区)
TAYCA (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)
TAYCA (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
645名	17名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	804百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	365
三菱UFJ信託銀行株式会社	349

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,428,828株(うち自己株式4,400,485株)
- (3) 株主数 3,538名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	3,568千株	7.58%
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	3,307	7.03
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,260	6.93
山 田 産 業 株 式 会 社	2,940	6.25
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,018	4.29
テ イ カ グ ル ー プ 持 株 会	1,885	4.00
日 本 土 地 建 物 株 式 会 社	1,389	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,245	2.64
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	1,224	2.60
双 日 株 式 会 社	1,000	2.12

- (注) 1. 当社は、自己株式4,400千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」の持株数2,018千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 長	清 野 學	大阪研究所、岡山研究所管掌
代 表 取 締 役 長	名 木 田 正 男	内部監査室管掌
常 務 取 締 役	山 崎 博 史	総務部、資料編纂室、人事部、経理部、資材部 管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	辺 見 武 志	C-100推進室、大阪工場管掌 テイカ倉庫株式会社代表取締役社長
取 締 役	池 上 毅	熊山工場管掌、岡山工場長
取 締 役	戸 澤 正 明	経営企画部、環境品質管理部、知財管理部、電 子材料部管掌 ティーエフティー株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 野 雅 彦	営業部管掌、東京支店長
取 締 役	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
取 締 役	尾 崎 ま み こ	神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授
常 勤 監 査 役	岡 田 功 勝	
常 勤 監 査 役	宮 崎 晃	
監 査 役	山 田 裕 幸	山田産業株式会社代表取締役社長
監 査 役	山 本 浩 二	大阪府立大学大学院経済学研究科教授

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第150回定時株主総会において、尾崎まみこ氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 平成28年6月29日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって、取締役古城康治氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役田中等、尾崎まみこの両氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して田中等、尾崎まみこの両氏を独立役員とする届出書を提出しております。
4. 監査役岡田功勝、山田裕幸、山本浩二の3氏は、社外監査役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山田裕幸、山本浩二の両氏を独立役員とする届出書を提出しております。
5. 以下の取締役および監査役の担当および重要な兼職の状況は、平成29年4月1日より次のとおりとなっております。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 取 締 役	山 崎 博 史	総務部、資料編纂室、人事部、経理部、資材部、岡山工場、熊山工場管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取 締 役	池 上 毅	
監 査 役	山 本 浩 二	大阪府立大学名誉教授 大阪学院大学経営学部教授

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取 締 役 10名 199百万円(うち社外取締役 2名 6百万円)

監 査 役 4名 35百万円(うち社外監査役 3名 18百万円)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の員数および報酬等の総額には、平成28年6月29日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役田中等氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約を締結しております。

取締役尾崎まみこ氏は、神戸大学大学院理学研究科生物学専攻教授であります、当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役山田裕幸氏は、山田産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に石膏の販売等の取引関係があります。

監査役山本浩二氏は、大阪府立大学大学院経済学研究科教授であります、当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 田 中 等

当期に開催した取締役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 尾 崎 まみこ

平成28年6月29日の取締役就任以降に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 岡 田 功 勝

当期に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 山 田 裕 幸

当期に開催した取締役会15回の全てに出席し、また監査役会8回のうち6回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 山 本 浩 二

当期に開催した取締役会15回の全てに出席し、また監査役会8回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役および社外監査役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

恒 栄 監 査 法 人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額 31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TAYCA (Thailand) Co.,Ltd.およびTAYCA (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「ティカグループ行動規範」に沿って常にコンプライアンス意識の醸成を図り、その遵守体制の一層の強化に取り組む。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報・文書の取り扱いは社内規定に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理施策を推進するために関連諸規定を見直し、リスク要因の継続的把握と損失の極小化に努め、リスク管理体制の一層の強化を図る。
- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画、年度計画、半年度予算制度に基づき明確な目標を付与し、全社および各事業別の予算・業績管理を実施し、企業価値の増大と効率的経営を目指す。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の業務執行および経営状況等の監査を実施し、必要に応じ是正勧告等を行い、業務の適正化を図る。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役と監査役が意見交換し、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査役補助スタッフを置く。
- ⑦ 当社および子会社からなる企業集団における取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に業務の執行状況等必要な報告をするための体制
当社は、監査役監査基準の定めるところに従い監査役に必要な報告および情報提供を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については発見次第直ちに通報する旨を社内規定に定める。また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規定に定め周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査役から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当該子会社の管理を行う部署の管理役員より、取締役会で報告する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令や社内規定等の各種規範の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。

- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票などは、社内規定に従って適切に記録され保存・管理しております。

- ③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書・手順書などの見直しを行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行っております。また、重要なリスクについては、期末に改めて監査を行うなど、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。

- ④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部署において中期経営計画、年度計画、半年度予算を定期的に作成しており、事業別の予算・業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
各部署に対して、監査役および内部監査室による監査を実施し、業務の適正化を図っております。
- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に業務の執行状況等必要な報告をするための体制
監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めています。また、監査役と内部監査室は毎月会議を実施し内部監査室から実施事項などの報告を行い、相互に連携する体制を取っております。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
一定額の予算をもうけ、監査役から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ⑧ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の管理を行う部署の管掌役員より、当社の取締役会などで報告を行っております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創業以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創業以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や高機能性コンデンサ用向けの導電性高分子薬剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、更なる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

また、当社は2019年に創業100周年を迎えるにあたり、当社グループの長期経営ビジョン「Challenge 100」を策定し、これを全社員の共通認識として明確にし、人と組織の活性化を図り、強靱な経営体質の構築を目指しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、平成26年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様は大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tayca.co.jp/>）に掲載の平成26年5月13日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対抗措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対抗措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(ご参考)

上記③の本対応方針につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、一部を見直したうえ、平成29年6月28日開催予定の第151回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定しており、同総会の議案として上程しております。詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考書類第3号議案（32頁～53頁）」をご参照ください。

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(53,975)	(負 債 の 部)	(14,751)
流 動 資 産	31,561	流 動 負 債	8,925
現 金 及 び 預 金	12,693	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,859
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	11,498	短 期 借 入 金	146
商 品 及 び 製 品	4,380	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	516
仕 掛 品	535	未 払 法 人 税 等	1,091
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,956	賞 与 引 当 金	367
繰 延 税 金 資 産	231	そ の 他	2,944
そ の 他	266	固 定 負 債	5,825
固 定 資 産	22,414	長 期 借 入 金	1,055
有 形 固 定 資 産	11,507	リ ー ス 債 務	179
建 物 及 び 構 築 物	4,242	繰 延 税 金 負 債	1,329
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,118	環 境 対 策 引 当 金	12
土 地	1,272	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,188
建 設 仮 勘 定	483	そ の 他	60
そ の 他	389	(純 資 産 の 部)	(39,224)
無 形 固 定 資 産	49	株 主 資 本	34,047
投 資 そ の 他 の 資 産	10,857	資 本 金	9,855
投 資 有 価 証 券	10,067	資 本 剰 余 金	6,766
長 期 前 払 費 用	330	利 益 剰 余 金	19,204
繰 延 税 金 資 産	137	自 己 株 式	△1,780
そ の 他	344	その他の包括利益累計額	4,967
貸 倒 引 当 金	△23	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,104
資 産 合 計	53,975	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△42
		為 替 換 算 調 整 勘 定	116
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△211
		非 支 配 株 主 持 分	209
		負 債 純 資 産 合 計	53,975

連結損益計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

科 目	金 額	百万円
売 上 高		38,241
売 上 原 価		27,026
売 上 総 利 益		11,215
販売費及び一般管理費		5,361
営 業 利 益		5,854
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	153	
そ の 他	48	201
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	52	86
経 常 利 益		5,969
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	22	22
特 別 損 失		
固定資産除却損	133	133
税金等調整前当期純利益		5,858
法人税、住民税及び事業税		1,735
法人税等調整額		18
当 期 純 利 益		4,104
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		4,070

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 6,766	百万円 15,654	百万円 △1,627	百万円 30,649
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△519		△519
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自 己 株 式 の 取 得				△152	△152
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,550	△152	3,397
当 期 末 残 高	9,855	6,766	19,204	△1,780	34,047

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 3,549	百万円 －	百万円 240	百万円 △285	百万円 3,505	百万円 189	百万円 34,344
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△519
親会社株主に帰属する当期純利益							4,070
自 己 株 式 の 取 得							△152
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,554	△42	△124	73	1,461	19	1,481
連結会計年度中の変動額合計	1,554	△42	△124	73	1,461	19	4,879
当 期 末 残 高	5,104	△42	116	△211	4,967	209	39,224

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(50,481)	(負債の部)	(13,186)
流動資産	29,124	流動負債	7,743
現金及び預金	11,682	支払手形	256
受取掛手	259	買掛金	2,677
商品及び製品	10,041	1年内返済長期借入金	506
仕掛及び製材	4,188	未払金	1,148
材料及び貯蔵品	533	未払費用	54
前払費用	1,700	未払法人税等	1,016
繰延税金資産	27	賞与引当金	355
短期貸付	221	その他	1,727
短期貸付	81		
短期貸付	336		
短期貸付	51		
固定資産	21,357	固定負債	5,442
有形固定資産	8,578	長期借入金	1,042
建物	2,829	リース負債	179
構築物	593	繰延税金負債	1,326
機械及び装置	3,480	退職給付引当金	2,827
車両運搬具	9	環境対策引当金	6
工具、器具及び備品	364	その他	60
土地	895		
建物	406		
無形固定資産	25	(純資産の部)	(37,295)
ソフトウェア	22	株主資本	32,240
施設	3	資本	9,855
投資その他の資産	12,752	資本剰余金	6,766
投資有価証券	10,032	資本準備金	2,467
関係会社株	561	その他資本剰余金	4,299
関係会社出資	92	利益剰余金	17,397
関係会社長期貸付	946	その他利益剰余金	17,397
関係会社長期貸付	16	別途積立金	12,400
関係会社前払費用	718	繰越利益剰余金	4,997
関係会社前払費用	194	自己株式	△1,780
関係会社前払費用	169	評価・換算差額等	5,054
関係会社前払費用	43	その他有価証券評価差額金	5,097
関係会社前払費用	△23	繰延ヘッジ損益	△42
資産合計	50,481	負債純資産合計	50,481

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		31,355
売 上 原 価		20,962
売 上 総 利 益		10,392
販売費及び一般管理費		4,970
営 業 利 益		5,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	322	
そ の 他	91	413
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
そ の 他	68	101
経 常 利 益		5,733
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	133	133
税 引 前 当 期 純 利 益		5,622
法人税、住民税及び事業税		1,603
法 人 税 等 調 整 額		16
当 期 純 利 益		4,003

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金	
				別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	百万円 9,855	百万円 2,467	百万円 4,299	百万円 10,300	百万円 3,614
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△519
当 期 純 利 益					4,003
別 途 積 立 金 の 積 立				2,100	△2,100
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	2,100	1,383
当 期 末 残 高	9,855	2,467	4,299	12,400	4,997

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 △1,627	百万円 28,909	百万円 3,543	百万円 －	百万円 3,543	百万円 32,453
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△519				△519
当 期 純 利 益		4,003				4,003
別 途 積 立 金 の 積 立		－				－
自 己 株 式 の 取 得	△152	△152				△152
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,553	△42	1,511	1,511
事業年度中の変動額合計	△152	3,331	1,553	△42	1,511	4,842
当 期 末 残 高	△1,780	32,240	5,097	△42	5,054	37,295

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

ティカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	大石 麻瑳央 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 隆 則 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	椿本 雅 朗 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

ティカ株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人

代表社員	公認会計士	大石 麻瑳央 ㊞
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	工 藤 隆 則 ㊞
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	椿 本 雅 朗 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、国内外子会社を管理する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、毎月、子会社から事業の報告を受けました。また、海外を含む子会社に赴き、取締役等から説明を受け、意見交換を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び恒米監査法人から、両者の協議状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

テイカ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岡	田	功	勝	㊞
常勤監査役	宮	崎		晃	㊞
社外監査役	山	田	裕	幸	㊞
社外監査役	山	本	浩	二	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、基本的に株主の皆様に対する安定した利益還元を重要事項と認識し、必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 6円 総額282,170,058円

なお、中間配当金として1株につき金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり12円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを平成29年5月12日開催の取締役会で決議いたしました。

併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準や中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は25,714,414株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

75,000,000株

<ご参考>

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに基づき、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後 の 定 款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>7,500万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき運用してまいりました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現行対応方針」といいます）が、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現行対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、現行対応方針の一部を見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定いたしました。つきましては本対応方針の継続について、株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対応方針の詳細につきましては、添付資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

以 上

(添付資料：当社平成29年5月12日付公表資料より)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について

当社は、本日開催された取締役会において、平成26年5月13日の取締役会で決議し、同年6月27日開催の定時株主総会にてご承認いただきました特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に関する対応方針（以下「現行対応方針」といいます）について、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもってその有効期間が満了することから、その後の法律の改正、いわゆる買収防衛策に関する議論の状況等を踏まえ、議論を重ねました結果、現行対応方針である、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます）を引続き3年間継続することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

本対応方針の継続については、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

なお、平成29年3月31日現在における当社の株式の状況は別紙1のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

また、本文書で引用する法令の各条項は、平成29年5月12日現在で施行されている法令を前提とするものであり、同日以降に法令の改正があり当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I 当社の企業価値向上の取り組みについて

当社グループは、「人間性尊重と相互信頼を基本に、化学を基盤とした創造的技術を駆使して顧客と共に発展し、広く社会に貢献することを目指す」ことを経営の理念として掲げ、「WE TRY NEW」をスローガンに、時代の一步先を捉え、人々の暮らしを彩り、社会に広く貢献する技術・製品の創造に挑戦を続けております。

この基本的な考え方のもと、当社グループは、創業以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や医療用向けのエレクトロ・セラミックス製品等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは2019年に迎える創業100周年の目標として策定しました長期経営ビジョン「Challenge 100」に基づき、その通過点である2015年度からの3ヶ年中期経営計画を策定し、全社員の共通認識となる明確な中間目標を設定しております。

2015年度からの3ヶ年中期経営計画は、①研究開発、新製品関連の事業領域に積極的に経営資源を投入する、②成長が著しいアジア地区を中心にグローバル展開を図る、③経営的発想と事業構想力の向上に向けて人材育成を強化することを骨子として、強靱な経営体質の構築を目指し企業価値向上を図っております。

Ⅱ 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為があっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。そもそも、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却をされるか否かは、最終的には株主の皆様自らのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、突然の大規模買付行為に対して、株主の皆様に短時間で、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなどを適切にご判断いただくのは、なかなか困難なものがあるのではないかと思います。そのため、大規模買付者からの十分な情報が提供されること、熟慮のための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。

さらに、株主の皆様に大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の将来にわたる企業価値を正しくご判断していただくためには、創業以来蓄積された専門技術やノウハウに対する理解が不可欠であり、また、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解も不可欠であります。これら当社の企業価値を十分に理解しているのが当社取締役会であり、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を株主の皆様に提供することは極めて重要であると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為に関するルールを定めることといたしました。

Ⅲ 本対応方針の内容

1 本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様は大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行われなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対抗措置をとるものとします。

なお、本対応方針は、予め当社取締役会の同意を得ていない大規模買付行為を対象とするものであり、当社取締役会の同意を得た上で行われる大規模買付行為については、適用対象とはなりません。

2 本対応方針の継続手続

本対応方針の継続は、平成29年5月12日開催の取締役会において、全取締役の賛成により決議されたものであります。また、当該取締役会には社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適切に行われることを条件として本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の継続については、株主の皆様のご意思を反映する機会を保証するため、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針の継続を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様からご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

3 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付情報の提供要求

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に、当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類および数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況、および提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付行為を行うにあたって大規模買付ルールへの遵守を誓約する旨を記載していただきます。なお、意向表明書を含む本件大規模買付者からのその他の意見、応答における当社との使用言語はすべて日本語に限ります。

ii 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した後10営業日（初日不算入）以内に、後記の独立委員会の助言を受けて、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために当初提出していただく大規模買付情報のリストを作成し、これを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。なお、当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると判断される場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしていただくことがあります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適時、適切に開示いたします。また、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。大規模買付ルールによる株主の皆様に対する開示・公表の方法は、同ルールおよび当社取締役会で別途の方法を定めない限り、当社ホームページにて実施するものとします。

大規模買付者に対して提供を要求する大規模買付情報は、大規模買付行為の内容により異なることがあり得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。なお、以下の情報はすべて日本語にて提供いただくものとします。

① 大規模買付者およびそのグループの概要

具体的な名称、事業内容、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容ならびに役員の氏名および略歴を含みます。なお、大規模買付者およびそのグループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合には、その主要な組合員、出資者、その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者の名称を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為における買付対価の種類およびその価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書を提出いただくこととします。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容

④ 買付対価の算定根拠

大規模買付行為における買付価格の算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容およびその算定根拠を含みます。

⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け

大規模買付者に対する資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、資本構成、資金調達方法および関連する取引の内容を含みます。

⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社事業・資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

⑦ 当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

⑧ 大規模買付行為後の当社および当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針

従業員の雇用継続などの処遇、取引先との取引関係の変更の予定の有無、変更の予定がある場合にはその内容を含みます。

⑨ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

⑩ 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針

⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案提出のための期間として与えられるものとします。

① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間（初日不算入）

② その他の大規模買付行為の場合は、90日間（初日不算入）

大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめ、一般に公表します。当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または当社取締役会としての代替案を一般に公表することにより株主の皆様に対して提示することがあります。

4 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わないで大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する買収行為と判断し、これに対する対抗措置として、非適格者のみ行使できないという内容の行使条件にて、新株予約権の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、別紙2のとおりとします。

なお、当該対抗措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値の維持・向上、株主共同の利益の向上に資するか否かを取締役会検討期間内に検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合にのみ、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するため、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。かかる新株予約権の無償割当ての概要は、上記Ⅲ 4(1)の場合と同じく別紙 2 のとおりとします。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーに該当する場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社あるいはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない）
- ⑥ 大規模買付者の提案する株式の買付条件（買付対価の種類およびその価格、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における会社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他会社の利害関係者に対する対応方針等を含みます）が当社の企業価値（本源的価値）に照らして不適切な買付である場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損することが予想され、あるいは当社の企業価値の維持および向上を大きく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑨ その他①から⑧に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

これに対し、大規模買付行為が上記のいずれにも該当せず、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当しないときは、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行わないものとします。ただし、この場合であっても、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対するときは、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことがあります。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうかの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとし、

5 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記Ⅲ 4 のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集します。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決議した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議（通常の普通決議）に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

なお、株主意思確認総会の招集手続きがとられた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

6 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、上記Ⅲ 4 または 5 の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変更が生じた場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を中止または撤回することがあります。

7 独立委員会の設置

(1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程（概要については別紙 3 をご参照下さい）に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

(2) 独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、3 名以上とし、公正で中立な判断を確保するため、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者または取締役もしくは監査役の経験のある社外有識者の中から、当社取締役会が選任します。

独立委員会の委員の略歴は、別紙 4 に記載のとおりです。

(3) 独立委員会の役割

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手続を経るものとします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記Ⅲ 4(2)①から⑨までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

8 本対応方針の継続が株主および投資家に与える影響

(1) 本対応方針継続時の影響

本対応方針の継続時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

(2) 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置としての新株予約権の発行を行うことがあります。対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。ただし、対抗措置において新株予約権の行使ができない者については、対抗措置が発動された場合には、法的および経済的不利益が生じる可能性があります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを決議した以後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が当該新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で当該新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(3) 対抗措置の発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、新株予約権が割当てられる場合、当社取締役会が別途決議し公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に当社取締役会が定める一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

なお、割当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込をすることなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった場合に、法令および金融商品取引所規則等に基づき、別途お知らせいたします。

9 本対応方針の有効期間、継続、廃止および変更

- (1) 本対応方針の有効期限は、平成32年6月に開催する当社定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。従って、本対応方針を継続するか否か、および継続する場合にはその内容については、当社株主の皆様がご判断されることになります。

- (2) 本対応方針は、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、および当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点をもって効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向に従って、随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から必要と認めるときは、本質的な内容の変更に該当しない範囲において、独立委員会の諮問を経て、本対応方針の内容を修正し、またはこれを変更する場合があります。

- (3) 本対応方針の廃止、変更等が決定された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って、株主の皆様に適時、適切に開示いたします。

10 本対応方針の合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、以下のとおり、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するものであり、本対応方針の導入により、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(3) 事前開示が行われていること

当社は、株主の皆様、投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を確保し、また株主の皆様が大規模買付行為が行われた場合に適切な選択を行う機会を確保するため、本対応方針継続に際してその目的、買収防衛策の具体的な内容、効果を予め開示しております。

また、当社は、今後も法令および金融商品取引所規則等に従い、必要に応じて適時に適切な情報開示を行います。

(4) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本年6月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として継続されるものであり、同議案が否決された場合には、本対応方針はその効力を生じません。また、本対応方針の有効期間は3年間に設定されており、平成32年に開催される定時株主総会において株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合には、自動的に廃止されることとなっております。

さらに、本対応方針は、独立委員会が対抗措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、当社取締役会が自らの判断で対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を直接ご判断いただく方法を採用しています。

このように、本対応方針は、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

(5) 独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、3名以上の社外有識者等により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

(6) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、予め当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう行為について具体的に列挙し、大規模買付行為に対する対抗措置は、当該合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されることとされています。従って、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

(7) 買収と無関係に株主に不測の損害を与えるものではなく、公平性が確保されていること

本対応方針は、継続時に株主の皆様権利および経済的利益に直接具体的な影響を及ぼすものではなく、また、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合であっても、大規模買付者を除く株主の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定されなため、買収防衛の手段としての相当性を有しております。

また、大規模買付者以外の株主に一律同条件にて新株予約権が発行されるという対抗措置の内容は、大規模買付者以外の株主間の平等を図るよう設計されたもので、大規模買付者以外の株主間の公平性も確保されております。

(8) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会においていつでも廃止することができるものとされており、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）を、または
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）をいいます。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが注1の①記載の場合には、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も計算上考慮されるものとします）を、または
- ② 特定株主グループが注1の②記載の場合には、当該大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、

- ① 特定株主グループが注1の①記載の場合には、同法第27条の23第1項に規定する株券等を、または
- ② 特定株主グループが注1の②記載の場合には、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

1. 発行可能株式総数150,000,000株
2. 発行済株式の総数51,428,828株（うち自己株式4,400,485株）
3. 株主数3,538名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
三井物産株式会社	3,568千株	7.58%
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	3,307	7.03
三菱商事株式会社	3,260	6.93
山田産業株式会社	2,940	6.25
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,018	4.29
テイカグループ持株会	1,885	4.00
日本土地建物株式会社	1,389	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,245	2.64
関西ペイント株式会社	1,224	2.60
双日株式会社	1,000	2.12

- (注) 1. 当社は、自己株式4,400千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」の持株数2,018千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

1 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2 新株予約権の目的となる株式の種類および株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、所要の調整をするものとする。

3 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式総数を上限として、当社取締役会が定める数とする。ただし、割当期日において、当社の有する普通株式を除く。

4 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

5 新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類および価額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7 新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）、③大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）もしくは、④前三者のいずれかに該当する者から本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を要することなく譲受けまたは承継した者または、⑤前四者のいずれかに該当するものの関連者（実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めたものをいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう）は、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができないこととし、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会で別途定めるものとする。

9 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記7に従って新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の、当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

また、当社は、新株予約権の割当ての効力発生日から、権利行使期間の開始日または上記による取得のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、上記7に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を含め、新株予約権を無償で取得することができる。

1 設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

2 構成

- (1) 独立委員の人数は、3名以上とする。
- (2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（会社経営者およびその経験者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとする。
- (3) 独立委員の選任および解任は、取締役会決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において、本対応方針を継続することについて承認が得られた場合には、何らの決議を要することなく自動的に再任されるものとし、以後も同様とする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

4 独立委員会の役割

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に著しい損失をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して、対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員会は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

5 決議要件

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

6 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を含む）の助言を得ることができる。

間石 成人（まいし なりひと）

昭和28年 1 月13日生

略 歴	昭和54年 4 月	弁護士登録（大阪弁護士会） 色川法律事務所 入所
	平成 5 年 6 月	小野薬品工業株式会社社外監査役
	平成13年 8 月	法務省人権擁護委員
	平成15年 6 月	大阪高速鉄道株式会社社外監査役（現任）
	平成19年 7 月	学校法人玉手山学園監事
	平成22年 6 月	住友電設株式会社社外監査役（現任）
	平成26年 4 月	学校法人玉手山学園理事（現任）
	平成27年 1 月	弁護士法人色川法律事務所代表社員（現任）
	平成28年12月	inQs株式会社社外監査役（現任）

山本 浩二（やまもと こうじ）

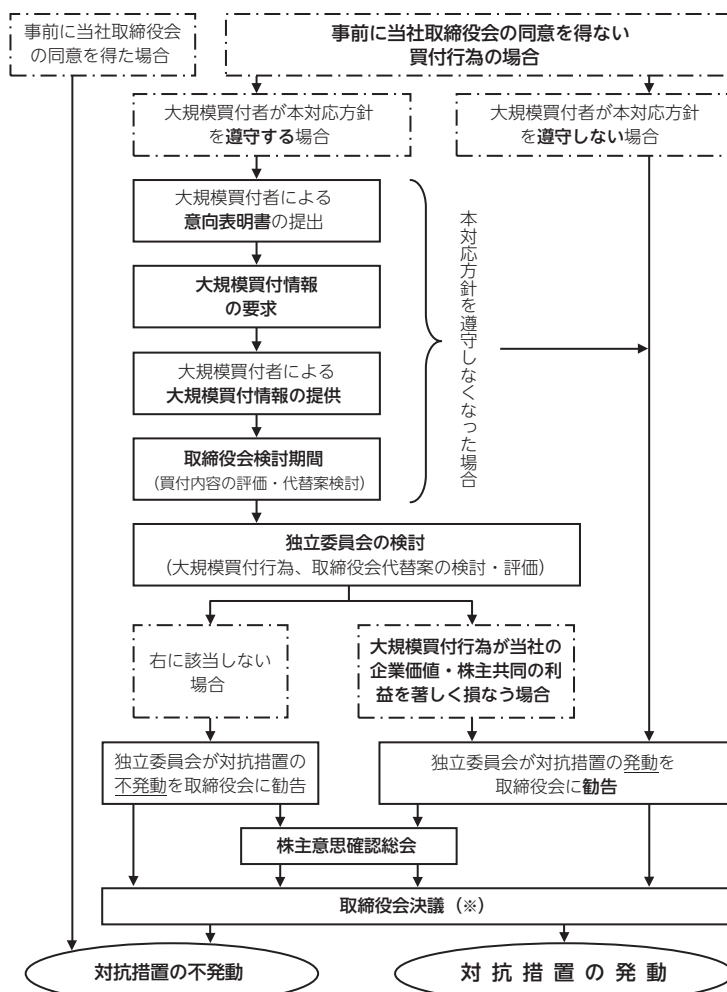
昭和29年12月28日生

略 歴	昭和58年 4 月	香川大学商業短期大学部講師
	昭和59年 4 月	同大学助教授
	昭和63年10月	大阪府立大学経済学部助教授
	平成 8 年 1 月	同大学経済学部（大学院経済学研究科）教授
	平成22年 4 月	同大学経済学部長
	平成24年 4 月	同大学現代システム科学域副学域長・マネジメント学類長
	平成24年 6 月	同大学特命副学長
	平成25年11月	大阪府入札監視等委員会委員長
	平成26年 6 月	当社監査役（現任）
	平成26年11月	大阪府指定出資法人評価等審議会会長
	平成27年 7 月	大阪府監査委員（現任）
	平成29年 3 月	大阪府立大学名誉教授（現任）
	平成29年 4 月	大阪学院大学経営学部教授（現任）

川田 秋穂（かわた あきほ）

昭和26年 2 月20日生

略 歴	昭和50年 4 月	関東電化工業株式会社入社
	平成15年 6 月	同社取締役水島工場長
	平成18年 6 月	同社取締役執行役員水島工場長
	平成19年 6 月	同社取締役執行役員渋川工場長
	平成21年 6 月	同社取締役執行役員、株式会社上備製作所代表取締役副社長
	平成23年 6 月	同社取締役執行役員新製品開発本部長
	平成24年 4 月	同社取締役執行役員水島工場長
	平成25年 6 月	同社取締役常務執行役員水島工場長
	平成27年 6 月	同社監査役（現任）



※ 取締役会は、独立委員会の勧告に従うことが善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従う。また、株主意思確認総会が開催されたときはその決議に従う。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

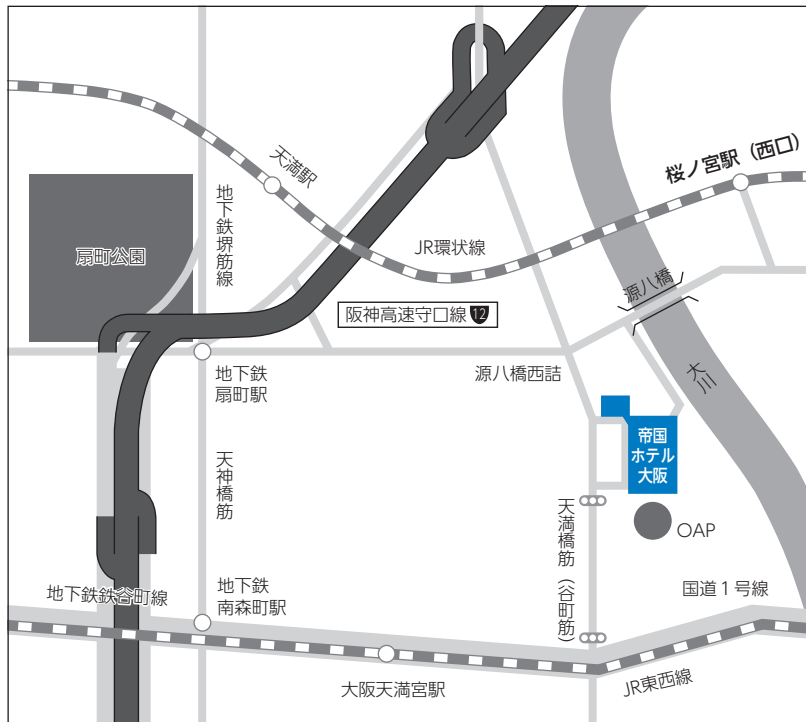
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

〔株主総会会場ご案内図〕

会 場 大阪市北区天満橋1丁目8番50号

帝国ホテル大阪4階 牡丹の間

- ・ JR大阪環状線桜ノ宮駅西口より徒歩約6分
- ・ JR東西線大阪天満宮駅JR1号出入口より徒歩約14分
- ・ 地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約15分
- ・ 地下鉄堺筋線扇町駅4号出入口より徒歩約15分



(注) 開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えないよう
ご注意ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

本印刷物は、F S C®認証紙と植物油
インキを使用しています。